

2018年3月8日 3月14日改訂 7月22日三訂 7月27日四訂  
2019年4月20日小補 2020年7月30日ケアレスミス修正

『隠州視聴合記』と『改正日本輿地路程全図』における竹島の記述・描写に関する私見 補遺6

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

明治初期における鬱陵島・竹島方面海域に関する地理認識の特徴および日本政府の対応について愚考をつらねてみる。

#### 1 当該海域に関する地理認識の特徴

明治初期の日本全図・地名辞書における当該海域の記述には、下記の三つ（乃至四つ）のパターンが見られる。

##### a. 「竹島」「松島」の記述が無いもの。

「竹島」「松島」を除外した伊能図に依拠して幕末に作られた『官板実測日本地図』の再版が明治3年（1870）に大学南校から刊行されたことについては既に触れた。そのほか、インターネット上で見られる下記の諸地図も当該海域に「竹島」「松島」を描写していない。

- ・ 卜部精一『大日本新図』明治9年（1876） 明治大学蘆田文庫9-39
- ・ 水口龍之介『掌中日本輿地全図』明治9年（1876） 明治大学蘆田文庫9-144
- ・ 栗原稚松『大日本輿地全図』明治11年（1878） 明治大学蘆田文庫9-45

##### b. 赤水図系

既に述べたように明治4年（1871）に赤水図の代表的な模倣図である『大日本国郡輿地路程全図』の再版が出されている。そのほかにも赤水図の表現パターンを踏襲したものとして下記の地図をインターネット上で見る事が出来る。

- ・ 目賀田守蔭『明治改正大日本輿地全図』明治4年（1871） 明治大学蘆田文庫9-90
- ・ 中島彭『日本輿地全図』明治5年（1872） 明治大学蘆田文庫9-155

慶應義塾大学言語文化研究所所蔵の次の地図もこのパターンの描写をしている。

・(葎憲) 河合貞雅『小学教授 大日本全図』明治7年(1874)改正[明治2年(1869)官許] 甘水堂・金鱗堂

### c. Admiralty chart—海舟図系

英国海軍水路部の海図に端を発し、勝海舟の『大日本国沿海略図』を通して日本に広まったと思しき海域認識(補遺4参照)のパターンを表現したものである。朝鮮半島近くの疑存島に「竹島」、鬱陵島に「松島」、竹島に「リエンコラルトロック」と記す。海舟図の海域表現をそのまま踏襲したものとしては次の地図がある。

・橋本玉蘭齋『官許大日本四神全図』明治4年(1871) 横浜市立大学所蔵古地図データベース

「竹島」(疑存島)と「松島」(鬱陵島)のみを描き、「リエンコラルトロック」を省略したものである。次の諸地図がある。

・大屋愷故『日本府縣畧圖』明治5年(1872)官許・金澤学校蔵 慶應義塾大学言語文化研究所蔵

・廣澤信房『大日本輿地全図』明治10年(1877) 明治大学蘆田文庫9-66

・文部省(宮本三平)『日本全図 西部』明治10年(1877) 京都大学所蔵近代教育掛図

慶應義塾大学言語文化研究所蔵のもの以外の諸地図はインターネット上で見ることができる。

このような「竹島」「松島」認識は、下記の地名辞典にも反映している。

・大槻如電(修二)編『日本地名字引』明治8年(1875)再版 東京:森屋治兵衛 国立国会図書館デジタルコレクション

この字引の隠岐の項に下記のように記されている。

松島(マツシマ) 隠岐西北海上百四十八里ニアリ

竹島(タケシマ) 同二百十二里ニアリ 両島共ニ朝鮮ニ接ス

この里を4キロとすると、朝鮮半島を越えてしまうので、海里であろう。一海里=1852メ

ートルとすると、隠岐から「松島」まで 274 キロ、「竹島」まで 393 キロであり、Admiralty chart—海舟図系の描写に対応していると見られる。この記述は、前年明治 7 年（1874）に出された初版（国立国会図書館デジタルコレクション）には見られない。再版本の自序によれば、初版本は好評な売れ行きで版が摩滅したため翌年に大幅に増補した再版本が刊行されることになったとのことである。

また、明治 7 年（1874）に石川県で刊行された初等教育の地理読本に下記のような記述がある。

・大屋愷鼓編『小学読本 本朝国尽 巻・弐』明治 7 年（1874）石川県学校蔵板 国立国会図書館デジタルコレクション

この二巻目の二十葉裏—二十一葉表に次のようにある。

第八隠岐ハ四郡ニテ海部知夫越智周吉ナリ（中略）扱松島ト竹島ハ隠岐國ヨリ西北ノ沖ニ離テ朝鮮ノ江原道ニ相對ス（ルビ省略）

曖昧な記述ではあるが、二つの島が朝鮮半島の江原道に面しているというのは、赤水図系の地図ではなく、海舟図系の地図を念頭に置いたイメージのように見える。

まだ検討は不十分であるが、明治初年に海舟図系の「竹島」「松島」認識が赤水図系の「竹島」「松島」認識に取って変わったのではないかと推測する。

なお、下記の地名辞書も隠岐の項に「竹島」「松島」を記しているが、名前だけであり位置についての説明はない。

・高橋易直『袖珍日本地名字書』明治 8 年（1875）甘泉堂 46b-47a 国立国会図書館デジタルコレクション

・市野嗣郎『大日本地名箋』明治 9 年（1876）東生亀次郎 133b-134a 国立国会図書館デジタルコレクション

## 2 日本政府の対応

ここでは下記の公文書資料をもとに考察する。

（ア） 件名「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」簿冊標題『公文録・明治十年・第二十五卷・明治十年三月・内務省伺（一）』 アジア歴史資料センター

（イ） 件名「朝鮮国蔚陵島ノ儀ニ付同国政府へ送翰ノ件」簿冊標題『公文録・明治十四年・

第二十八卷・明治十四年十一月・外務省』 アジア歴史資料センター

(ウ) 件名「朝鮮国所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」簿冊標題『公文録・明治十六年・第十三卷・明治十六年三月～四月・外務省』 アジア歴史資料センター

(エ) 件名「朝鮮国所属蔚陵島へ我邦民妄ニ渡航上陸スルヲ禁ス」簿冊標題『公文類聚・第七編・明治十六年・第十四卷・外交三・視察遊涉・航洋及駐在諸則・外人雜事・旅行・居留』 アジア歴史資料センター

(オ) 「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人引戻ノ儀ニ付伺」《「竹島外一島之儀本邦關係無之について」再考》Web 竹島問題研究所 大変重要な資料であるが、アジア歴史資料センターの検索にはかからなかった。ウィキペディアの「竹島外一島」の項からのリンクも切れているようである(2018年3月8日閲覧)。閲覧制限がかかっているのであろうか?なお、この資料の重要性については茶阿弥「太政官指令「竹島外一島」が示していたもの」『iRONNA』に教えられた。(この文書は、外務省記録の3門8類2項4号に含まれているとのことであるので、アジア歴史資料センターのサイトを再確認してみたところ、戦前期外務省記録3門(通商)のうち、8類(帝国臣民移動)と9類(外国人移動)のデジタル資料のオンラインでの公開はなされていないことが判明した。外交史料館の検索システムで「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航」を調べると、おそらくこの文書を含むと思われる一件資料[朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人引戻処分一件]がこちらでは公開となっているので、現物は現在でも見られるものと思われる。)

#### a. 外務省の見解

上記の諸公文書では、朝鮮国鬱陵島(蔚陵島)を日本では「竹島」とも「松島」とも呼ぶという見解で外務省は一貫している。江戸時代の鬱陵島＝「竹島」という理解と海舟図以降の鬱陵島＝「松島」という記述を折衷したような見解である。この公式見解をまとめたのが、北澤正誠であり、彼が明治14年(1881)8月20日に完成した「竹島版図所属考」は、(イ)

(ウ)(エ)のいずれにも添付されている。これに先立って、明治11年(1878)に海軍の天城艦によってこの海域の測量が行なわれたことも重要である。

(イ)～(エ)の公文書は、いずれも明治14年(1881)に資源開拓のために日本人が鬱陵島に上陸した事件への対応に関するものであり、鬱陵島への日本人の渡航禁止を確認している。

明治16年(1883)に外務省が施行した方策は、近代国家日本の国土観の画期をなすものではないと思われる。関係資料は(エ)に含まれている。明治16年(1883)3月1日に外務省は鬱陵島への渡航禁止の方針を内務省と司法省に内達しているが、その際、鬱陵島の位置について、「北緯三十七度三十分東経百三十度四十九分二位スル日本称松島[一名竹島]朝鮮称蔚陵島」というふうに緯度経度で指示している。内務省はこれが理解できなかった。3月8日に内務省は「右経度ノ義ハ何地ヨリ起算相成候義ナルヤ承知致度此段御照会候也」

と問い合わせている。外務省との回答には、「経度ハ英国緑威ヲ基本トシ起算シ経緯度ハ明治十一年天城艦乗員吉田海軍中尉ノ実測ニ由ル」とある。あるいは、内務省は当時まだ通用していたパリ子午線なのか\*、それともグリニッジ子午線なのか、そのどちらを基準にしたかを確認しようとしたという可能性も考えられなくはないだろうが、むしろ国際的な地図の標準に馴染んでいなかった可能性のほうが高いのではなかろうか。それはともかく、国際基準に依拠した測量、それに基づく経度緯度による位置の指定が近代的国土の基本であることは言うまでもないであろう。その点でこの外務省の内達は注目に値するものであろう。

なお、竹島については、明治 38 年（1905）にその緯度経度を明示して日本への編入が告示されている。

\*念のため、ウィキペディアの「パリ子午線」を見たところ、この翌年 1884 年の国際子午線会議でグリニッジ子午線が採用されたとある。国際標準化は着々と進行しており、日本もそれと無縁ではなかったろう。

江戸時代の日本地図について言えば、勝海舟の編纂した地図はグリニッジ子午線を基準とする経線を引いている。伊能図では、紀伊半島から京都を通過して若狭湾に抜ける経線を基準（中度）として、東西の経度を示している。森幸安や長久保赤水の地図にも、紀伊半島から京都を通過して若狭湾に抜ける経線が引かれている。ただし、経度は示されていない。

#### b. 明治 10 年太政官指令の不可解

外務省の明解な判断に先立って、この海域をめぐる問題に対して内務省一太政官は別の混乱した対応をしていた。明治 10 年（1877）3 月 29 日に「伺ノ趣竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」という太政官指令が出されたことは周知のとおりである。これについて私は明治国家の国土に関する明快な方針を示したものと誤解していたが、実は全くそのようなものではなかった。この指令の不可解さをここでは述べておきたい。（ア）はそれに関わる一件資料である。

事の経緯を確認しておく。明治 9 年（1876）地籍編纂のため地理寮の官吏が島根を訪問、10 月 5 日に島根県の地籍編製係に対して「竹島」の帰属を念のため内務省に確認するように要請した。これを受けて同年 10 月 16 日に島根県は内務省にたいして「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」を提出した。この伺いには別紙として「原由ノ大略」（「竹島」の地理概説と 17 世紀段階の「竹島」開発の略史）と「図面」が副えられていた。この時点では島根県は帰属問題について不確定のこととしながら、島根の地籍に編入する可能性も念頭において伺を立てている。少なくともこの時点で島根の役人は「竹島外一島」が日本に帰属しないことは確実であるとは考えていなかったようである。これを受けて内務省で元禄年間の「竹島」渡海禁止に関する古文書を調査して「本邦関係無之」との結論を引き出し、明治 10 年（1877）3 月 17 日に太政官に対して「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」を提出し内務

省の結論の確認を仰いだ。その伺には元禄年間の資料4点が添付された。これを受けて太政官において同年3月20日に「御指令按」が作成され、同年3月29日に最終的に内務省に対して指令が下された。

まず大きな問題となるのは、この指令が対象とした「竹島」と「外一島」が何を指すかということである。第一節で見たように、明治初年には海舟図系の海域認識が普及しつつあり、そこでは「竹島」の名は朝鮮半島近くの疑存島に当てられていた。しかし、内務省一太政官が判断を下すときに、「竹島」をこのように理解した可能性はまずない。というのは、内務省が調査し、太政官への伺に添付した元禄期の文書中の議論は、竹島＝鬱陵島ということを示明的な前提としてなされているのであって、「竹島」を鬱陵島以外の島と考えていた可能性はないであろう。

では、「外一島」についてはどうか？まず強調しなければならないことは、領土帰属に関わるこの文書の中に、「外一島」が何を指すのか、どこにも明示されていないという点である。この資料群の中に現れる「竹島」以外の島の名前は、島根からの伺に添付された「原由ノ大略」の地理概説に「竹島」の隣の島として言及される「松島」、またやはり島根から提出された図面中の「松島」（現在の竹島）と「マノ島」（鬱陵島の附属島）である。これら添付資料より「外一島」が「松島」（現在の竹島）であろうとの推測は可能であるが、絶対に断定することはできない。領土帰属を規定する文書として如何にも杜撰であり、近代国家以前の感は否めない。

さらに内務省から太政官への伺に添付された元禄期の諸資料には「外一島」のことは一切出てこないという点である。内務省も太政官も「外一島」のことは深く考えていなかったように見受けられる。この手抜きが、すぐ後にさらなる混乱を引き起こしたと私は考える。

明治14年（1881）年の日本人の鬱陵島渡海事件は、先に見たように、一方では朝鮮からの抗議を受けた外務省の対応という線で動いたが、もう一方で、鬱陵島渡海日本人による内務省への開墾申請という形で展開し、ここで明治10年の太政官指令が問題となる。関係資料は（オ）に含まれている。この申請者は、鬱陵島を「松島」と呼び、無人島とみなしている。まず嘆願を受けた島根県は、明治14年（1881）11月12日に内務省と農商務省に「日本海内松島開墾ノ儀ニ付伺」を提出、もし明治10年太政官指令が変更され「該島」（＝「松島」＝鬱陵島）が「本邦版図内」と定められたのなら、申請者の開墾計画についてさらに詳しく精査する旨が記されている。これを受けて同年11月29日に内務省から外務省へ、「日本海ニ在ル竹島松島之義」に関する明治10年の太政官指令にも関わらず島根から開墾伺が来たが、これに関連して最近朝鮮との間で何か交渉がなかったかと問い合わせている。この伺には明治10年の太政官指令が附されている。「外一島ハ松島ナリ」という注記が附され添付資料は省略されている。これに対して、同年11月30日に外務省は、日本人の鬱陵島渡海について朝鮮政府から照会を受けて事実を確認しこれを取り締まった旨の回答をしたことを伝えている。この回答のなかで外務省は上で見た公式見解に従い、「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之義」と記している。

問題は、明治10年太政官指令に加えられた注記（「外一島ハ松島ナリ」）である。この注記に対応する形で内務省の伺は、明治10年太政官指令を「竹島松島」に関わるものとみなしている。これらの文書が、島根から出された「松島」＝鬱陵島の開墾に対する対応として作られたものである以上、内務省の文書中の「松島」も鬱陵島を指しているとするのが妥当であろう。しかし、「竹島外一島」の「竹島」が本来鬱陵島を指しているとするれば、「外一島」が鬱陵島（＝「松島」）であるというもおかしな話である。

少しく想像を逞しくしてみる。明治10年の太政官指令の時点では、内務省一太政官の担当者は「竹島」＝鬱陵島、「外一島」＝「松島」＝現在の竹島という理解であったのに、外務省の新しい研究で「竹島」＝「松島」＝鬱陵島が定説となりそれは内務省にも伝わり（或いは内務省の担当者が独自に同じ見解に到達していた可能性もあろう）、「外一島」の存在を想定するのが誤解である懸念が生じた。この新説に合わせるべく、明治10年太政官指令の「外一島」を「松島」と読み替え、「竹島松島」として、「外一島」の存在をうやむやにする方向を目指した……。あくまで何の根拠もない思弁にすぎないが。

明治10年の太政官指令とはそもそもその程度の暫定的なものであった可能性はないか？ 明治14年の島根からの伺も、変更がありうるという前提で問い合わせているようである。

いろいろ駄弁を弄した。ここで論じたこと自体は妥当でない点も多かったかもしれないが、明治10年の太政官指令が近代日本の国土に関する新しい明確な指針を示したとは到底いえない可能性があることは示唆できたのではないかと思う。

ここまで門外漢が散々乱暴狼藉をはたらいてきたがここで打ち止めとしたい。日本の国土とアジアの海域世界の関係の歴史について素朴な疑問を検討してみただけで他意はない。なにとぞ諒とせられたい。